（経過措置）

第二条　この省令による改正後の高等学校卒業程度認定試験規則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、次の各号に掲げる試験科目の区分に応じ当該各号に定める者に適用する。

一　数学及び理科　平成二十四年四月一日以後に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十一条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。次号において同じ。）に係る教育課程の科目を修得した者

二　国語及び外国語　平成二十五年四月一日以後に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者

第三条　この省令による改正前の高等学校卒業程度認定試験規則（以下「旧規則」という。）別表第一欄に定める試験科目について、高等学校において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する中欄に掲げる科目を修得した者（平成十五年四月一日から平成二十四年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成十五年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。次条において同じ。）に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	中欄	下欄
数学	数学基礎	数学
理科総合	総合理科、理科基礎、理科総合A又は理科総合B	科学と人間生活
物理Ⅰ	物理Ⅰ	物理基礎
化学Ⅰ	化学Ⅰ	化学基礎
生物Ⅰ	生物Ⅰ	生物基礎
地学Ⅰ	地学Ⅰ	地学基礎

第四条　旧規則別表第一欄に定める試験科目について、高等学校において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する中欄に掲げる科目を修得した者（平成十五年四月一日から平成二十五年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	中欄	下欄
国語	国語表現	国語
英語	オーラルコミュニケーションⅠ	英語

第五条　この省令の施行の際、既に高等学校卒業程度認定試験を受けて旧規則別表第一欄に定める試験科目のうち次の表の上欄に掲げるものについて合格点を得た者に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	下欄
国語	国語
数学	数学
理科総合	科学と人間生活
物理Ⅰ	物理基礎
化学Ⅰ	化学基礎
生物Ⅰ	生物基礎
地学Ⅰ	地学基礎
英語	英語

○文部科学省令第二十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十八条の規定に基づき、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十日　文部科学大臣　下村　博文

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令の一部を改正する省令

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令（平成二十三年文部科学省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

本則中「社会教育法」を「法」に改め、本則を第二条とし、同条に見出しとして「（公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）」を付し、同条の前に次の一条を加える。

（社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）

第一条　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第十八条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○環境省令第二十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の施行に伴い、及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十二条の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十日　環境大臣　石原　伸晃

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「協議書」を「届出書又は協議書」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。